

事業者カードローン (保証協会付)

令和6年4月現在

商品名 (愛 称)	事業者カードローン(保証協会付)
ご利用 いただける方	○当金庫の会員または会員となる資格を有する法人・個人事業主の方 ○〈法人の方〉 ①同一事業にて業歴が3年以上で2期以上決算を行っている法人の方 ②当金庫との与信取引が6ヵ月以上ある方 ③群馬県信用保証協会の財務基準を満たしている方 ○〈個人事業主の方〉 ①同一事業にて業歴が3年以上で2期以上確定申告を行っている方 ②当金庫との与信取引が6ヵ月以上ある方 ③群馬県信用保証協会の財務基準を満たしている方 ○群馬県信用保証協会の保証を受けられる方 ※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます
お使いみち	事業性資金(運転資金)
ご融資限度額 (貸越極度額)	2,000万円以内
ご利用期間	2年更新 ※更新時には群馬県信用保証協会へ更新のための申請が必要となります
ご融資利率	当金庫所定利率による(変動金利型) ・お借入後の利率は、基準利率(短期プライムレート)に連動して決定される当金庫所定の利率)の変更日を基準日とし、前回基準日(借入日が前回基準日以降のときは借入日)における基準利率と現基準日における基準金利の差をもって、その変更幅と同じだけご融資利率の引き下げまたは引き上げをするものとします ・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります ・利息先払いの場合は、基準日の翌月の最初に到来する約定日の翌日から新利率適用によるご返済が始まるものとします ・利息後払いの場合は、基準日の翌月の最初に到来する約定日の翌日とし翌々月の約定日から新利率適用によるご返済が始まるものとします
お利息 計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
ご返済方法	毎月10日に貸越極度額に応じた(注)元金および利息をご返済していただきます。また、当金庫ATMまたは窓口にて随時ご返済が可能です (注)返済額は貸越極度額に対して1/50の毎月均等返済となります 例:貸越極度額1,000万円の場合、月20万円の返済元金となります

担保	原則不要
保証	群馬県信用保証協会 ※保証料が別途必要となります ※保証料は群馬県信用保証協会の定める料率となります ※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、群馬県信用保証協会がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位弁済いたします。代位弁済後は群馬県信用保証協会に対して支払い義務が生じます
保証人	「経営者保証に関するガイドライン」に則り対応いたします
手数料 (消費税込)	○ご融資実行時に当金庫所定の手数料をいただきます ○一部繰上げ返済・繰上げ完済をされる場合は手数料不要です
お取扱期間	随時
苦情処理措置・ 紛争解決措置	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
その他	○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります ○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります ○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください